

寄 附 行 為

学校法人 大阪星光学院

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、学校法人大阪星光学院と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を大阪府大阪市天王寺区伶人町1番6号に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、教育基本法及び学校教育法に従い、カトリックの教育精神及び設立母体であるカトリック・サレジオ修道会の創立者余波ね・ボスコの教育理念に基づく学校教育を行い、社会に有為な人材を育成することを目的とする。

(設置する学校)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる学校を設置する。

- (1) 大阪星光学院中学校
- (2) 大阪星光学院高等学校 全日制課程 普通科

第3章 役員及び理事会

(役員)

第5条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 6人以上8人以内
 - (2) 監事 2人以上3人以内
- 2 理事のうち1名を理事長とし、理事総数の過半数の議決により選任する。理事長の職を解任するときも、同様とする。
- 3 理事（理事長を除く。）のうち2人以内を常務理事とし、理事総数の過半数の議決により選任する。常務理事の職を解任するときも、同様とする。

(理事の選任)

第6条 理事は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 校長
 - (2) 評議員のうちから理事会において選任した者 3人以上4人以内
 - (3) 学識経験者のうち理事会において選任した者 2人以上3人以内
- 2 前項第1号及び第2号の理事は、校長及び評議員の職を退いたときは、理事の職を失うものとする。

(監事の選任)

第7条 監事は、この法人の理事、職員（校長、教員及びその他の職員を含む。以下同じ。）、評議員又は役員の配偶者若しくは三親等以内の親族以外の者であって理事会において選出した候補者のうちから、評議員会の同意を得て、理事長が選任する。

- 2 前項選任に当たっては、監事の独立性を確保し、かつ、利益相反を適切に防止することができる者を選任するものとする。

(役員の任期)

第8条 役員（第6条第1項第1号及び第2号に掲げる理事を除く。以下この条において同じ。）の任期は4年とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とすることができる。

- 2 役員は、再任されることができる。但し、第1号の理事（校長）以外の理事の任期は75歳までを原則とする。
- 3 役員は、任期満了の後でも、後任の役員が選任されるまでは、なお、その職務（理事長〔又は常務理事〕にあっては、その職務を含む。）を行う。

（役員の補充）

第9条 理事又は監事のうち、その定数の5分の1をこえるものが欠けたときは、1月以内に補充しなければならない。

（役員の解任及び退任）

第10条 役員が欠の各号の一に該当するに至った時は、理事総数の4分の3以上出席した理事会において、理事総数の4分の3以上の決議及び評議員会の議決により、これを解任することができる。

- (1) 法令の規程又はこの寄附行為に著しく違反したとき。
- (2) 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき。
- (3) 職務上の義務に著しく違反したとき。
- (4) 役員たるにふさわしくない重大な非行があったとき。

2 役員は次の事由によって退任する。

- (1) 任期の満了
- (2) 辞任
- (3) 死亡
- (4) 私立学校法第38条第8項第1号又は第2号に掲げる事由に該当するに至ったとき。

（理事長の職務）

第11条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

（常務理事の職務）

第12条 常務理事は、理事長を補佐し、理事長の命令のもとこの法人の業務を行う。

（理事の代表権の制限）

第13条 理事長以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しない。

（理事長職務の代理等）

第14条 理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、あらかじめ理事長が指名した順位に従い、理事がその職務を行う。

（監事の職務）

第15条 監事は次の各号に掲げる職務を行う。

- (1) この法人業務を監査すること。
- (2) この法人の財産の状況を監査すること。
- (3) この法人の理事の業務執行の状況を監査すること。
- (4) この法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後2月以内に理事会及び評議員会に提出すること。
- (5) 第1号から第3号までの規程による監査の結果、この法人の業務若しくは財産又は理事の業務執行に関する不正の行為又は法令若しくは寄付行為に違反する重大な事実がある

ことを発見したときは、これを大阪府知事に報告し、又は理事会及び評議員会に報告すること。

(6) 前号の報告をするために必要があるときは、理事長に対して理事会及び評議員会の招集を請求すること。

(7) この法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、理事会に出席して意見を述べること。

2 前項第6号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会又は評議員会の日とする理事会又は評議員会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした監事は、理事会又は評議員会を招集することができる。

3 監事は、理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは寄付行為に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によってこの法人に著し損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

(理事会)

第16条 この法人に理事をもって組織する理事会を置く。

2 理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する。

3 理事会は、理事長が招集する。

4 理事長は、理事総数の3分の2以上の理事から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から7日以内に、これを召集しなければならない。

5 理事会を招集するには、各理事に対して、会議開催の場所及び日時並びに会議に付議すべき事項を書面により通知しなければならない。

6 前項の通知は、会議の7日前までに発しなければならない。ただし、緊急を要する場合にはこの限りではない。

7 理事会に議長を置き、理事長をもって充てる。

8 理事長が第4項の規程による召集をしない場合には、召集を請求した理事全員が連名で理事会を招集することができる。

9 前条第2項及び前項の規定に基づき理事会を招集した場合における理事会の議長は、出席理事の互選によって定める。

10 理事会は、この寄付行為に別段の定めがある場合を除くほか、理事総数の過半数の理事が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。ただし、第13項の規程による除斥のため過半数に達しないときは、この限りではない。

11 前項の場合において、理事会に付議される事項につき書面をもって、あらかじめ意思を表示した者は、出席とみなす。

12 理事会の議事は、法令及びこの寄付行為に別段の定めがある場合を除くほか、出席した理事の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決定するところによる。

13 理事会の議事について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の決議に加わることができない。

(業務の決定の委任)

第17条 法令及びこの寄付行為の規定により評議員会に付議しなければならない事項その他この法人の業務に関する重要事項以外の決定であって、あらかじめ理事会において定めたものについては、理事会において指名した理事に委任することができる。

(議事録)

第 18 条 議長は、理事会の開催の場所及び日時並びに議決事項及びその他の事項について、議事録を作成しなければならない。

- 2 議事録には、議長及び出席した理事のうちから互選された理事 2 名以上が署名押印し、常にこれを事務所に置かなければならない。
- 3 利益相反取引に関する承認の決議については、理事それぞれの意思を議事録に記載しなければならない。

第 4 章 評議員会及び評議員

(評議員会)

第 19 条 この法人に、評議員会を置く。

- 2 評議員会は、13 人以上 16 人以内でかつ理事の定数の 2 倍をこえる数の評議員をもって、組織する。
- 3 評議員会は、理事長が招集する。
- 4 理事長は、評議員総数の 3 分の 2 以上の評議員から会議に付議すべき事項を示して評議員会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から 20 日以内に、これを召集しなければならない。
- 5 評議員会を招集するには、各評議員に対して、会議開催の場所及び日時並びに会議に付議すべき事項を、書面により通知しなければならない。
- 6 前項の通知は、議会の 7 日前までに発しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。
- 7 評議員会に議長を置き、議長は、会議のつど評議員の互選により選任する。
- 8 評議員会は、評議員総数の過半数の出席がなければ、その会議を開き、議決することができない。ただし、第 12 項の規定により除斥のため過半数に達しないときは、この限りでない。
- 9 前項の場合において、評議員会に付議される事項につき書面をもって、あらかじめ意思を表示した者は、出席とみなす。
- 10 評議員会の議事は、法令及びこの寄付行為に別段の定めがある場合を除くほか、出席した評議員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 11 議長は、評議員として議決に加わることができない。
- 12 評議員会の議事について特別の利害関係を有する評議員は、議決に加わることができない。

(議事録)

第 20 条 第 18 条第 1 項及び第 2 項の規程は、評議員会の議事録について準用する。この場合において、同条第 2 項中「理事のうちから互選された理事」とあるのは、「評議員のうちから互選された評議員」と読み替えるものとする。

(諮問事項)

第 21 条 次の各号に掲げる事項については、理事長において、あらかじめ評議員会の意見を聴かなければならない。

- (1) 予算及び事業計画
- (2) 借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く）及び基本財産の処分並びに運用財産中の不動産及び積立金の処分
- (3) 役員に対する報酬等（報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。以下同じ。）の支給の基準
- (4) 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄

- (5) 寄付行為の変更
- (6) 合併
- (7) 目的たる事業の成功の不能による解散
- (8) 寄附金品の募集に関する事項
- (9) その他のこの法人の義務に関する重要事項で理事会において必要と認めたもの。

(評議員会の意見具申等)

第 22 条 評議員会は、この法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に対して意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができる。

(評議員の選出)

第 23 条 評議員は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) この法人の職員のうちから、理事会において選任した者 3 人以上 4 人以内
 - (2) 理事のうちから理事会の互選により選任された者 3 人以上 4 人以内
 - (3) この法人の設置する学校の校長 1 人
 - (4) この法人に係りのある学識経験者のうちから、理事会に於いて選任した者 2 人以上 4 人以内
 - (5) この法人の設置する学校を卒業した者で年齢 25 年以上の者のうちから、理事会において選任した者 1 人以上 3 人以内
- 2 前項第 1 号より第 3 号までに規定する評議員は、職員、理事、校長の地位を退いたときは評議員の職を失うものとする。

(任期)

- 第 24 条 評議員(前条第 1 項第 2 号の規定により選出された者及び第 3 号の規定する者は除く。この条中以下同じ)の任期は、4 年とする。ただし、補欠の評議員の任期は、前任者の残任期間とすることができる。
- 2 評議員は、任期満了の後でも後任者が選出されるまでは、なお、その職務を行う。
 - 3 評議員は、再任されることができる。

(評議員の解任及び退任)

- 第 25 条 評議員が次の各号の一に該当するに至ったときは、評議員総数の 3 分の 2 以上の議決により、これを解任することができる。
- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき。
 - (2) 評議員たるにふさわしくない重大な非行があったとき。
- 2 評議員は次の事由によって退任する。
- (1) 任期の満了。
 - (2) 辞任。
 - (3) 死亡

第 5 章 資産及び会計

(資産)

第 26 条 この法人の資産は、財産目録記載のとおりとする。

(資産区分)

第 27 条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、運用財産とする。

- 2 基本財産は、この法人の設置する学校に必要な施設及び設備又はこれらに要する資金とし、財産目録中基本資産の部に記載する財産及び将来基本財産に編入された財産とする。
- 3 運用資産は、この法人の設置する学校の経営に必要な財産とし、前項以外の財産とする。
- 4 寄附金品については、寄附者の指定がある場合には、その指定に従って基本財産、運用財産に編入する。

(基本財産の処分制限)

第 28 条 基本財産は、これを処分してはならない。ただし、この法人の事業の遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会において理事総数の3分の2以上の議決を得て、その一部に限り処分することができる。

(積立金の保管)

第 29 条 基本財産及び運用財産中の積立金は、理事会の決議によって確実な有価証券を購入し、又は確実な信託銀行に信託し、又は確実な銀行に預金とし、若しくは定額郵便貯金として理事長が保管する。

(経費の支弁)

第 30 条 この法人の設置する学校の経営に要する費用は、基本財産並びに運用財産中の不動産及び積立金から生ずる果実、授業料収入、入学金収入、検定料収入その他の運用財産をもって支弁する。

(会計)

第 31 条 この法人の会計は、学校法人会計基準により行う。

(予算及び事業計画)

第 32 条 この法人の予算及び事業計画は、毎会計年度開始前に、理事長が編成し、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を得なければならない。これに重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

(予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄)

第 33 条 予算をもって定めるものを除くほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決がなければならない。借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）についても、同様とする。

(決算及び実績の報告)

第 34 条 この法人の決算は、毎会計年度終了後2月以内に作成し、監事の意見を求めるものとする。

- 2 理事長は、毎会計年度終了後2月以内に、決算及び事業の実績を評議員会に報告し、その意見を求めなければならない。
- 3 決算において剰余金がある場合は、その一部又は全部を運用財産の積立金に編入し、又は次の会計年度に繰り越すものとする。

(財産目録等の備付及び閲覧)

第 35 条 この法人は、毎会計年度終了後2月以内に財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び役員等名簿（理事、監事及び評議員の氏名及び住所を記載した名簿をいう。）を作

成しなければならない。

- 2 この法人は、前項の書類、監査報告書、役員に対する報酬等の支給の基準及び寄付行為（以下この項において「財産目録等」という。）を事務所に備えて置き、請求があつた場合（役員名簿及び寄付行為以外の財産目録等にあつては、この法人の設置する私立学校に在籍する者その他の利害関係人から請求があつた場合に限る）には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。
- 3 前項の規定にかかわらず、この法人は、役員等名簿について同項の請求があつた場合には、役員等名簿に記載された事項中、個人の住所に係る記載の部分を除外して、同項の閲覧をさせることができる。

（役員の報酬）

- 第 36 条** 役員に対して、別に定める報酬等の支給の基準に従って算出した額を報酬等として支給することができる。

（資産総額の変更登記）

- 第 37 条** この法人の資産総額の変更は、毎会計年度末の現在により、会計年度終了後 3 月以内に登記しなければならない。

（会計年度）

- 第 38 条** この法人の会計年度は、4 月 1 日始まり、翌年 3 月 31 日に終わるものとする。

第 6 章 解散及び合併

（解散）

- 第 39 条** この法人は、次の各号に掲げる事由によって解散する。

- (1) 理事会における理事総数の 3 分の 2 以上の議決及び評議員会の議決
- (2) この法人の目的たる事業の成功の不能となった場合で、理事会における出席した理事の 3 分の 2 以上の議決
- (3) 合併
- (4) 破産
- (5) 大阪府知事の解散命令

- 2 前号第 1 号に掲げる事由による解散にあつては大阪府知事の認可を、同項第 2 号に掲げる事由による解散にあつては大阪府知事の認定を受けなければならない。

（残余財産の帰属者）

- 第 40 条** この法人が解散した場合（合併又は破産によって解散した場合を除く。）における残余財産は、カトリック・サレジオ修道会が母体とする学校法人のうちから、理事会において出席した理事の 3 分の 2 以上の議決により選定した学校法人に帰属する。

（合併）

- 第 41 条** この法人が合併しようとするときは、理事会において理事総数の 3 分の 2 以上の議決を得て大阪府知事の認可を受けなければならない。

第 7 章 寄付行為の変更

（寄付行為の変更）

- 第 42 条** この寄付行為を変更しようとするときは、理事会において出席した理事の 3 分の 2 以上の議決を得て、大阪府知事の認可を受けなければならない。

- 2 私立学校法施行規則に定める届出事項については、前項の限定にかかわらず、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を得て、大阪府知事に届け出なければならない。

第8章 補則

(書類及び帳簿の備付)

第43条 この法人は、第35条第2項の書類のほか、次の各号に掲げる書類及び帳簿を、常に事務所に備えて置かなければならない。

- (1) 役員及び評議員の履歴書
- (2) 収入及び支出に関する帳簿及び証憑種類
- (3) その他必要な書類及び帳簿

(公告の方法)

第44条 この法人の公告は、大阪星光学院の掲示場に掲示して行う。

(責任の免除)

第45条 役員が任務を怠ったことによって生じた損害についてこの法人に対し賠償する責任は、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がなく、その原因や職務執行状況などの事情を勘案して特に必要と認める場合には、役員が賠償責任を負う額から私立学校法において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の規定に基づく最低責任限度額を控除して得た額を限度として理事会の決議によって免除することができる。

(施行細則)

第46条 この寄付行為の施行についての細則は、理事会が定める。

附 則

- 1 この寄付行為は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

理 事 (理事長)	アンゼロ・マルジャリア
理 事	クロドベオ・タシナリ
理 事	ガストン・デユメ
理 事	秋 元 保 夫
理 事	恵 美 漸 吉
理 事	都 成 日 出 人
理 事	ヨハネ・ブロッカルド
理 事	松 尾 栄 一 郎